

平成28年4月8日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例の制定の請求について、同条第3項の規定に基づき平成28年四條畷市議会第1回臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月9日

四條畷市長 土 井 一 憲

1 提出議案

議案第24号

四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例の制定について

2 議決年月日

平成28年4月27日

3 審議の結果

否決